

土地改良施設管理基準

- 排水機場編 - の改定について

平成20年3月18日

目 次

． 土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の改定について	
1．背景及び改定の必要性	・・・P.2
2．現在までの検討経緯	・・・P.3
． 土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の主要改定項目について	・・・P.4
． 土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の主要改定内容について	
1．関係諸通知を含めた全体構成の変更	・・・P.5
2．洪水時の運転管理や管理体制について	・・・P.6
3．施設の保全管理について	・・・P.6
4．環境との調和への配慮について	・・・P.7

土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の改定について

1. 背景及び改定の必要性

土地改良施設管理基準は、国営土地改良事業によって造成された施設の管理全般について、遵守すべき一般的な事項を定めるものであり、排水機場編については平成 8 年に制定され、現在に至っている。

制定後、社会的情勢等の変化や排水機場管理に関する技術的進展等が見られることから、これらを管理基準 排水機場編 に的確に反映させる必要がある。

- (1) 近年の大雨、短時間強雨の増加傾向や農村の都市化・混住化の進展等による流出形態の変化等に対応するため、より適切な排水管理が求められること
- (2) 農業水利ストックが増大するとともに、施設の老朽化が進展するなか、限られた予算で効率的に施設の機能を維持するため、より効率的な施設機能の維持、保全が必要となっていること
- (3) 環境に対する国民的関心の高まりや土地改良法の改正(平成 13 年)及び関連基準である計画基準「排水」、設計基準「ポンプ場」における規定等を踏まえて、排水機場の管理段階においても環境との調和に配慮する必要があること

さらには、事務次官通知と構造改善局長通知の 2 つに区分され、基本・規範的事項と参考的事項が混在している現行の基準を、基本・規範的な事項と技術に求められる柔軟性・選択性等の両立を確保するため、基準本文(事務次官通知)、基準の運用(農村振興局長通知)、基準及び運用の解説、技術書の 4 つに細区分して再編整備する。

2. 現在までの検討経緯

土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の改定については、昨年度末（平成19年3月27日）に食料・農業・農村政策審議会に諮問を行った。また、本件の調査・審議については、本年9月14日に本食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会において、技術小委員会に付託された。

現行基準における課題の整理及び技術小委員会で審議頂くための改定原案の作成を、平成17年7月より排水機場の管理に関する専門的知識を有する学識経験者等を構成員とする「土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - 改定検討委員会（以下「改定検討委員会」という。）を設けて進めるとともに、本基準を管理現場で活用する管理者等に査読を行った。

今年度、2回の技術小委員会（平成19年12月13日、平成20年3月13日）において、主要改定内容について調査・審議を頂いた。

この間において、農林水産省のホームページを通じて広く国民から意見・情報の募集を行ったところである。

現在までの検討経緯

(平成 8年 3月29日	土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - 制定)
平成 17年 7月22日	第1回改定検討委員会
平成 17年 9月30日	第2回改定検討委員会及び現地調査
平成 17年 11月 8日	第3回改定検討委員会
平成 18年 3月 3日	第4回改定検討委員会
平成 18年 8月22日	第5回改定検討委員会
平成 18年 11月 8日	第6回改定検討委員会及び現地調査
平成 19年 3月13日	第7回改定検討委員会
平成 19年 3月22日	平成 18年度第3回技術小委員会(事前説明)
平成 19年 3月27日	食料・農業・農村政策審議会農業農村整備部会(諮問)
平成 19年 9月19日	第8回改定検討委員会
平成 19年 12月13日	平成 19年度第2回技術小委員会(説明)
平成 19年 12月21日 ~ 平成 20年 1月 21日	意見・情報(パブリック・コメント)の募集
平成 20年 2月26日	第9回改定検討委員会
平成 20年 3月13日	平成 19年度第3回技術小委員会(説明)
平成 20年 3月18日	食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会

．土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の主要改定項目について

1．関係諸通知を含めた全体構成の変更

現行基準は、事務次官通知（基準本文）及び構造改善局長通知（解説）の2つから構成されており、基本的、規範的事項と参考的事項が混在している。このため、基本的、規範的事項と管理に求められる柔軟性、選択性などを両立して確保するため、現行基準を、基準本文（事務次官通知）、基準の運用（農村振興局長通知）、基準及び運用の解説、技術書の4つに細区分して再編整備する。

2．管理体制及び洪水時等の運転管理について

近年の大雨、短時間強雨の増加傾向及び都市化、混住化による流出形態の変化等に対応するため、気象情報に基づく出水状況の予測等を踏まえた平常時運転から洪水時運転への適切な移行、計画を超える降雨等により内水位が上昇し、機場内の浸水が発生する等非常時の措置について記述する。

3．施設の保全管理について

排水機場は、必要な時に確実な排水運転ができるよう定期的な点検整備により施設機能を維持するとともに、各機場の実態に即し、施設の長寿命化や保全コストの低減を図ることについて記述する。

4．環境との調和への配慮について

土地改良法の改正(H13)や関連する計画設計基準の改定を踏まえ、排水機場の管理の基本事項に「環境との調和への配慮」を規定するとともに、構造物の保全管理にあたっては、機場周辺の騒音振動への配慮や塵芥処理、堆積土砂の排除など周辺環境への配慮事項について記述する。

・ 土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の主要改定内容について

1. 関係諸通知を含めた全体構成の変更

管理基準が本来有すべき規範性と、実際の管理に求められる柔軟性、選択性等を確保し、管理の適正かつ円滑な実施に資するため、以下のとおり「基準」、「基準の運用」、「基準及び運用の解説」及び「技術書」の4つに再編する。

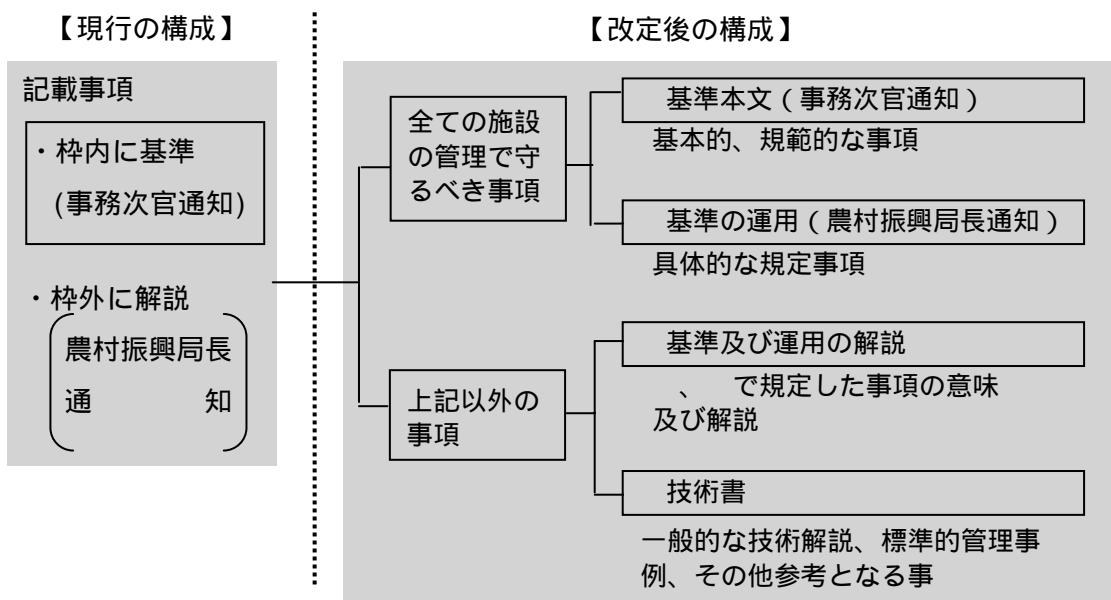
(1) 4つの区分のうち、基準及び基準の運用には、地域の特性や個別の現場条件などにかかわらず、管理の実施に当たり遵守すべき事項を規定する。

基準本文（事務次官通知）には、基本的・規範的な事項

基準の運用（農村振興局長通知）には、基準本文の具体的な規定事項をそれぞれ定める。

(2) 上記の 及び で規定した事項について、根拠や背景等を明確にし、その適切な運用と管理技術の向上を図る観点から、基準及び運用の解説を整備する。

(3) 及び の基準で一律に定めない事項、地域の特性や現場の条件等によって選択性のある事項、一般的な技術解説、管理実績に基づく事例、その他参考となる事項については、技術書として整備する。



2. 管理体制及び洪水時の運転管理について

(1) 「基準3 管理の組織及び体制」(参考2-1、P12~13)

排水機場の管理にあたっては、管理組織を設け、管理の基本方針を定めて行うことや、関係自治体等や他の排水施設との協力体制の確立について記述する。

(2) 「基準5 平常時の運転管理」(参考2-1、P18~19)

基準5「平常時の運転管理」については、適切に内水位を保持することを目的とし、基準の運用5.2に洪水時に備えた管理運転の実施について記述する。

(3) 「基準6 洪水時等の運転管理」(参考2-1、P20~25)

近年、増加傾向にある大雨・短時間強雨等に対応するための措置として、基準本文を「洪水時等の運転管理」とし、洪水時への準備段階を含めて気象・水象の状況に応じて必要な管理体制をとる旨を記述する。

基準の運用6.1に洪水時等を洪水警戒時、洪水時及び非常時とすることを記述する。

基準の運用6.5に「平常時運転から洪水時運転への移行」を追加し、運用の解説に予め内水位を下げる予備運転を行う旨を記述する。

基準の運用6.7に「非常時の措置」を追加し、機場内の浸水や内水位の上昇による被害が予想される場合は、必要に応じて被害の軽減・防止に努めること、運用の解説に、日頃より非常時の対応策を想定して備えておく旨を記述する。

3. 施設の保全管理について

排水機場を構成する構造物(建屋、吐出水槽等の土木構造物)と設備(ポンプ、除塵設備等の電気、機械設備)に区分して記述する。

(1) 「基準8 構造物の保全管理」(参考2-1、P28~29)

基準本文の名称を「維持管理」から「保全管理」へと変更する。

また、基準の運用に、定期的な点検及び計画的な整備、施設の長寿命化や保全コストの低減に関する配慮について記述する。

(2) 「基準9 設備の保全管理」(参考2-1、P34~35)

基準本文の名称を「管理」から「保全管理」へ変更する。

ポンプや電気設備は多数の部品で構成され、一部の構成部品の故障は、設備全体の機能停止に至る場合が想定されるので、計画的な点検整備等による設備全体の高い信頼度の確保に努める旨を記述する。

また、基準の運用9.1に設備の長寿命化や保全コストの低減に関する配慮について記述する。

4. 環境との調和への配慮について（参考2-1、P8~9）

平成13年の土地改良法の改正により、土地改良事業の目的に環境との調和への配慮が規定されたことから、「基準2 管理の基本」に、環境との調和への配慮を追記する。